

島根県森林整備工事入札参加資格者格付要領

(趣旨)

第1条 この要領は、島根県森林整備工事入札参加資格審査要綱(平成18年島根県告示第11号。以下「審査要綱」という。)第2条の規定に基づく入札参加資格者(以下「単体有資格者」という。)の格付の方法を定めるものとする。

(格付対象業種)

第2条 格付は、次に掲げる業種について行う。

- (1) 森林整備工事

(格付方法)

第3条 格付は、別表1のとおり林業技術職員数により行う。なお、林業技術職員とは、審査要綱第2条(3)の者をいう。

(森林整備工事入札参加資格者名簿)

第4条 格付を行った単体有資格者は、名簿に登載する。

(入札参加資格の継承)

第5条 単体有資格者の構成員が、営業の同一性を失うことなく、組織の変更、許可換え、相続等営業継承のため新規に許可を受けた場合は、当該単体有資格者の格付は、従前のとおりとする。

2 単体有資格者の構成員が、合併、分離、譲渡等を行った場合は、その内容を調査し、当該単体有資格者の格付を調整することができるものとする。

(附則)

1 この要領は、平成18年1月6日から施行する。

別表1

等級	林業技術職員数
A	25人以上
B	15人以上
C	10人以上
D	5人以上